平成２７年（フ）第８７号
長野県松本市大字笹賀8031番地２
債務者　早川　和孝
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩野　悠子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月１日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８９１号
名古屋市南区桜本町90番地
債務者　**櫛**谷　泰史
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　智史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０３号
札幌市清田区北野５条１丁目８番11号　高橋マンション８号10号
債務者　上出　　勝
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡崎　拓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２１号
愛知県小牧市小木４丁目111番地１　プリムローズⅢ101号
債務者　右田龍志、小林龍志、小林幸輝こと右田　幸輝
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細溝耕太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４９号
北海道旭川市５条通12丁目1395番地の２　サンプラザ512　603号室
債務者　荒田　順子
１　決定年月日時　平成27年７月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　　明香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２号
秋田県能代市字機織轌ノ目94番地　大黒
債務者　木村　明子
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前11時
５　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第３５号
秋田県能代市出戸本町４番32号　コーポワンサイド103号
債務者　細田　敏士
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩﨑　康宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第５２７号
横浜市港北区下田町４丁目１番２―202号
債務者　加藤　　慶
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　翔太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２８号
横浜市港北区下田町４丁目１番２―202号
債務者　加藤　千春
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　翔太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９６号
三重県四日市市元町４番12号
債務者　矢田　貴俊
１　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石脇　大輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第９５９号
札幌市西区発寒13条３丁目１番26―101号
債務者　伊藤　直哉
１　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　縄野　　歩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３３号
愛知県豊田市元城町３丁目31番地１　レジデンスモトシロ301号
債務者　菊地　典子
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
愛知県岡崎市北本郷町字野添80番地　アバンテＥ
債務者　古志野秀樹
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
奈良県香芝市畑４丁目89番地　アルブルポルテ105号、前住所大阪市阿倍野区阪南町１丁目46番21号　昭和町グランドハイツ402号
債務者　山下　信介（旧姓田畑）
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
奈良県御所市大字東寺田38番地の１
債務者　泉谷工務店こと　泉谷　昌彦
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２８８号
千葉県市川市欠真間２丁目３番３号　市川荘
債務者　関　　敏夫
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３０９号
千葉市緑区古市場町474番地195　古市場団地１棟505号
債務者　西村美和子
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係